

# 令和7年7月1日より 「西原町先進医療不妊治療費助成事業」が始まります。

## 【対象者】

- ・夫婦の双方又は一方が、申請日において西原町に住民登録があること
  - ・沖縄県が実施する先進医療不妊治療費助成事業において、先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知を受けた者であること
  - ・他の市町村で同様の助成を受けていないこと
  - ・申請日において西原町民として納める町税等を滞納していないこと
- ※治療終了日において他市町村に住民登録がある場合は、対象外となります。

## 【対象治療】

- ・令和7年7月1日以降に終了した先進医療不妊治療\*1であること
- \*1: 厚生労働省の先進医療会議における審査等を受け、先進医療として告示されている不妊治療関連の技術

## 【助成対象額】

- ・助成対象治療に要した費用のうち、県要綱に基づき助成対象とした額から、決定通知に記載の額を控除した額を、助成対象治療が終了した日の属する年度につき7万円を限度としております。



※詳しくは町のホームページをご確認ください。

お問い合わせ：こども課 母子保健係 TEL:098-945-5311

## 65歳の方へ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成のお知らせ

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について、以下の対象者に該当し、ご自身で接種を希望し指定医療機関で接種する場合に、費用の一部を町が負担します。



対象者の方には個別通知を送付いたします。  
費用の助成は、過去に1回も接種したことがない方が対象です。

助成を受けられるのは  
65歳の1年間だけです。  
接種機会を逃さないように  
ご注意ください!

### ■対象者（下記に該当し、**今までに肺炎球菌ワクチンの接種（自費含む）を受けたことのない方**）

- 65歳になる方（昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方）
- 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方（身体障害者手帳1級程度の方。）

■自己負担額 4,000円（費用の一部を町が負担した際の自己負担額です。）

■接種期限：66歳の誕生日の前日まで

■実施医療機関：町指定医療機関\*1（下記へのお問い合わせやホームページで確認できます。）

■指定医療機関に事前に予約をして接種をしてください。

※接種には、西原町発行の**予診票**が必要です。

予診票をお持ちでない方は健康保険課（保健予防係）までお問い合わせください。

接種は義務ではありませんが、対象者が接種を希望し指定医療機関で接種した場合、費用の一部を町が負担します。肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

お問い合わせ：健康保険課 保健予防係 TEL:098-911-9163

高齢者肺炎球菌  
ワクチン予防接種



2025年5月号  
NO.639

広報にしはら  
PR Magazine Nishihara

編集・発行/西原町役場 西原町字与那城140-1  
印刷/沖縄高速印刷株式会社  
098-889-5513

印刷/沖縄高速印刷株式会社  
098-889-5513

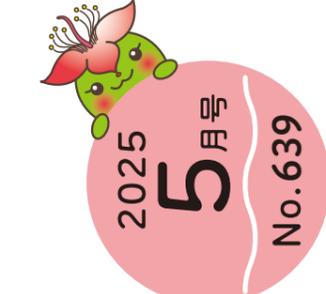
UD FONT  
画や文字のデザインを  
印刷しています。

文教のまちにしはら



広報にしはら

2025  
5月号  
No.639



人口・世帯数  
(令和7年3月31日現在)



総人口  
35,335人



男性  
17,811人



女性  
17,524人



世帯数  
15,854世帯



西原町  
ホームページ



西原町 LINE  
公式アカウント



西原町公式  
Xアカウント



NISHIHARA  
TOWN  
PR MAGAZINE  
西原町



関連記事 4 ページ